

木祖村に住む新婚夫婦を応援します！ ～結婚新生活支援補助金～

結婚に伴って木祖村に住居を購入または借りた新婚のご夫婦へ、『木祖村結婚新生活支援補助金』を、**30万円を上限（※）**に交付しています。補助金の交付には申請が必要ですので、以下をご覧ください、該当する方は申請をお願いします。

※夫婦ともに29歳以下の場合、上限は**60万円**となります。



★対象となる世帯

対象となる世帯は、次の全てに当てはまる世帯です。

- (1) 令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し、受理されたこと。
- (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 夫婦の令和3年分所得の合計が500万円未満であること。
- (4) 対象となる住居が村内にあり、かつ、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 住居費、引越費用及びリフォーム費用のうち、補助金の交付を受けようとする経費について、他の制度による補助等を受けていないこと。
- (7) 過去に結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 村税等に滞納がないこと。

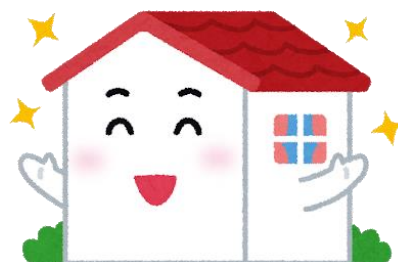
★補助の対象となる費用

令和6年3月31日までの転入（転居）にかかる

- (1) 住居の購入費用及びリフォーム費用
- (2) 住居の賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料
- (3) 住居への引越費用（引越し業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る）

※（1）（2）の費用はいずれか一方が対象となります。

裏面もご覧ください



★申請に必要な書類

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 所得証明書等、所得を証明する書類
- (3) 納税証明書
- (4) 離職票（結婚を機に離職した場合）
- (5) 無職・無収入申立書兼誓約書（結婚を機に離職した場合）
- (6) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（奨学金を返済している場合）
- (7) 物件の売買契約書及び領収書の写し（購入の場合）
- (8) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（賃貸借の場合）
- (9) 住宅手当支給証明書（勤務先から住宅手当の支給がある場合）
- (10) 引越しに係る領収書の写し(引越費用の場合)
- (11) リフォームの内容を確認できる書類（リフォーム費用の場合）
- (12) その他村長が必要と認める書類



★申請期限

令和6年3月31日

木祖村で婚姻届を提出されたご夫婦には結婚祝金の贈呈をしています

以下の要件をご確認いただき、対象となる場合は申請書のご提出をお願いします。

- ★支給金額 1組につき10万円
- ★対象者 木祖村に婚姻届を提出し、ご結婚後も木祖村に居住するご夫婦
- ★要件
 - ◎婚姻届のご提出時点で、ご夫婦の双方又はいずれか一方が木祖村に居住していること。
 - ◎婚姻届のご提出の後、ご夫婦の双方が1年以上木祖村に住民票を有し、かつ居住する意志があること
 - ◎ご夫婦及び同居のご家族に、村税等の滞納がないこと。
- ★申請期間 婚姻届提出後6か月以内
- ★提出書類 結婚祝金支給申請書
婚姻したことが分かる書類（戸籍謄本等）※木祖村に本籍がない場合のみ

※申請内容に不正や虚偽の内容があった場合は、祝金の全額を返還していただきます。

お問い合わせ先

木祖村役場 総務課企画財政係

Tel : 0264-36-2001 Fax : 0264-36-3344